

# 橿原市都市計画道路の見直し(案)に対する意見内容及び回答

意見者	意見内容	回答
①	市役所とは市民の役にたつところで有るが全く役に立っていない。地元説明会を開催し、しっかりとした説明をすべき。	<p>「市役所が全く役にたっていない」とのご意見については、市全体に対するご意見として承り、市民サービスの更なる向上に努めてまいります。</p> <p>地元説明会については、今回廃止判定となった5路線を対象に都市計画法第16条に基づく公聴会（都市計画案についてできるだけ住民の意見を反映させる為、意見陳述を行って頂く場）の開催を予定しております。その後、法定図書縦覧を行うとともに、必要に応じて住民説明会の実施を検討していきたいと考えております。</p>
②	都市計画道路と言われてもイメージがつきにくい所がありますが、現状にあった計画をよろしくお願い致します。	<p>都市計画道路は、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるために、都市計画法に基づいて整備の必要があると都市計画決定された道路になります。そのほとんどが昭和40年代前半までに計画決定されています。計画時と周辺状況も大きく変化したことから見直しを行っているところです。</p> <p>頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
③	<p>P10) 必要性の検証項目 この検証項目は、幹線街路よりの検証（マクロ的）であり、区画街路の検証項目として不適切。 区画街路の検証項目として、小規模約100mメッシュで区画割を行い、人口の増減・発生、集中交通量の検証などミクロ的な分析が必要。</p>	<p>必要性の検証項目は「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(H22.7)」で奈良県が設定している検証の視点と橿原市の現状や将来計画に基づいて設定しています。</p> <p>上記検証項目は、都市の骨格を形成する幹線街路を対象にしているものと考えており、ご意見にある「区画街路」については、特定の機能や目的を果たすため、あるいは局所的な土地利用に対応して定められる道路であることから、今後、必要に応じて個別に検討するものと考えており、今回の見直しの対象外としています。</p> <p>ご意見にある、橿原西大路線、北妙法寺木原線、曾我木原線については、都市の骨格を形成する幹線街路に該当するため、ガイドラインに基づいた必要性の検証項目で検証することが妥当であると考えています。</p>
	<p>P13) 橿原西大路線について この路線は、大和八木駅西側の南北結ぶ唯一の区画街路網。支障物件が比較的少なく直ちに事業化すべき路線。現状は、京奈和自動車道が代替路となっており、渋滞の誘因や危険性などが問題。</p>	<p>ご指摘いただいた「橿原西大路線」については、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(H22.7)」に基づく必要性の検証項目で検証した結果、検証項目に該当しないことから廃止区間となりました。将来の交通量も現在の交通量と比べて少ない推計結果となっていることから、当該区間を廃止しても周辺交通に影響が少ないと考えています。また現在、整備が進められている京奈和自動車道が完成すれば渋滞緩和につながることを期待できるものと考えています。</p>
	<p>P15) 北妙法寺木原線①②について 橿原西大路線と同様、東西幹線である中和幹線渋滞緩和の観点からも必要路線。どちらか一方あるいは、新たな東西路線で集中的早期事業化が必要。</p>	<p>ご指摘いただいた「北妙法寺木原線」については、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(H22.7)」に基づく必要性の検証項目で検証した結果、現道の安全対策が実施済みであることから廃止区間となりました。将来の交通量も現在の交通量と比べて少ない推計結果となっていることから、当該区間を廃止しても周辺交通に影響が少ないと考えています。ご意見にある中和幹線については道路管理者である奈良県が様々な対策を行われており、渋滞緩和につながると考えています。</p>
	<p>P21) 曾我木原線①②について 橿原西大路線と同様、東西幹線である中和幹線渋滞緩和の観点からも必要路線。どちらか一方あるいは、新たな東西路線で集中的早期事業化が必要。</p>	<p>ご指摘いただいた「曾我木原線①②」については、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン(H22.7)」に基づく必要性の検証項目で検証した結果、必要性はあるが、現道や並行道路で代替可能と考えられることから廃止区間となりました。将来の交通量も現在の交通量と比べて少ない推計結果となっていることから、当該区間を廃止しても周辺交通に影響が少ないと考えています。ご意見にある中和幹線については道路管理者である奈良県が様々な対策を行われており、渋滞緩和につながると考えています。</p>
	<p>P22) 曾我木原線の通学路による緊急合同点検について 5. 安全性 14 通学路による緊急合同点検で代替性があるとのことであるが、そもそも自治会長は、点検内容及び代替案を知っていない。</p>	<p>ご意見として関係課に情報提供させていただきます。緊急合同点検については学校の先生、PTA、自治会等から要望がある箇所について市の職員が現地の確認を行い、必要な箇所については対策を行っております。要望があった箇所ごとに対応している為、自治会からの要望でない場合、該当箇所や内容、対策については存じないかと思われます。</p>
④	<p>P.7 2)見直し検討対象路線の抽出 P.8 3)見直し検討対象区間の設定 「本業務における見直し対象路線」の中に、『畝傍御陵前駅から橿原神宮前駅の間』にある、飲食店や小売店などが並んだ「国道付近」も対象として入れていただきたいです。 比較的整備されていますが、コンクリートの塗装がひび割れていたり、妙に形が盛り上がっている場所、外灯が少ない場所が多いので、夜歩くときは危ないです。</p>	<p>ご意見を頂いた「国道付近」については、都市計画道路八木見瀬線としてまちづくり計画と調整を行い、奈良県が見直しを行う路線となっております。頂いたご意見については、奈良県の担当部局と情報を共有させて頂き、道路管理者に安全性の向上について働きかけます。橿原市としては、緊急輸送道路等に位置付けられていることから、必要性の高い区間と認識しています。</p>